

○文部科学省告示第二百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月八日

文部科学大臣 松野 博一

指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
自画像	平成二十八年九月 八日	平成二十八年九月八 日から平成二十九年 四月二十六日まで	株式会社中日新聞社東京本社 文化事業部長 寺尾 晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社TBSテレビ 事業局長 吉田 尚子 東京都港区赤坂五―三―六 愛知県美術館 館長 島 敦彦 愛知県名古屋市中東区東桜一―十三―二	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年十月八日から同年十二月十八 日まで 愛知県美術館 愛知県名古屋市中東区東桜一―十三―二 平成二十九年一月三日から同年三月二十日 まで
ハム	同右	同右	同右	同右
ブルターニュの農場	同右	同右	同右	同右
タヒチの牧歌	同右	同右	同右	同右
肘掛け椅子のひまわり	同右	同右	同右	同右